

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案
○昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案

委員氏名

委員長 子爵梅澤 通虎君
副委員長 男爵中村 徹雄君
委員 侯爵磯崎 實勝君
侯爵久我 通顯君
伯爵清閑寺良貞君
子爵松平 乘統君
子爵錦小路頼孝君
白澤 保美君
姉崎 正治君
男爵高崎 弓彦君
男爵尚 琳君
松尾 國松君
齋藤萬壽雄君
杉山 茂君
瀨川彌右衛門君

昭和二十二年三月二十二日(土曜日)
午前十一時七分開會

○委員長(子爵梅澤通虎君) それでは是より開會致します、初めに此の法案に付きまして政務次官より提案理由の御説明を伺ひたいと思ひます

○政府委員(北村徳太郎君) 本委員會に付託相成りました昭和十四年法律案の提案理由を御説明申し上げます、現在神社、寺院等に對しましては、御承知の通り國有財産法、國有林野法又は「寺院等ニ無償ニ貸付シタル國有財産ノ處分ニ關スル法律」等の規定に依りまして、國有境内地を無償で貸付け、又は社寺土地の森林を社寺保管林として

使用、収益せしめ若しくは國有境内地の譲與、拂下等に關して特別の規定を設けてございます、是は一面に於きまして是等の國有財産は古來社寺等の所有であつたものが、明治の初年に行はれました地租改正の必要に伴ふ土地の官民有區分の査定又は社寺土地處分等に依りまして國有財産となりまして關係を保護致しまして、其の教化作用を十分に遂げさせようと云ふ趣旨から、斯様なことに相成つて居るのであります、此の際此のやうな沿革的な財産上の特殊關係を整理する必要がござい、就きまして是等の社寺境内地又は社寺保管林が國の所有となりまして沿革を考慮致しまして、此の際之を社寺等に對し、一定の條件の下に譲與又は時價の半額賣拂等を致し、從來の特殊關係を整理しようとするものでござい、以上の理由で此の改正法律案を提出致しました次第でございます、第一は譲與に關する事項でございます、第一は地租改正若しくは社寺土地又は寄附等に依りまして、國有となつた國有財産で、本法施行の際現に社寺等に對しまして、國有財産法に依つて無償で貸付けてあるもの又は國有林野法に依つて保管されてあるものであつて、宗教活動を行ふのに必要と認められますものは、其の社寺等から一定期限内に申出がありましたならば、之を譲與しようとするものでござい、第二は時價の半額に依る賣拂に關する

事項でありまして、地租改正、若しくは社寺土地又は寄附等に依つて國有となつたものでなくとも、例へば國の費用で購入したものであつても、本法施行の際に、國有財産法に依つて無償で貸し付けてあり、宗教活動を行ふのに必要なものは、其の社寺等に於て、一定期限内に申請をしたならば、時價の半額で賣拂を爲すこととし、又其の賣拂代金を現金に依る即納を困難とするものに付しましては、十年内の年賦延納又は土地に依る代物辨濟を認めることと致すのであります、第三は、譲與又は賣拂をすることが出来る國有境内地が、譲與又は賣拂をする前に、耕地整理又は土地區劃整理の施行地區に編入せられた場合の處置であります、此の場合に於きましては、社寺等が譲與又は賣拂を受けた後には、右のやうな地區に編入せられた場合と同じ結果を得らるゝやうに致す爲めの規定を設けてあります、第四は、社寺保管林に關する事項であります、社寺に保管されてあるに付しましては、社寺より一定期限内に申請があり、國に於て森林の管理經營上特に必要があると認めるものは、本法施行の日から國有林野法の規定に依る部分林を設けたものと、部分林としないうものに付しましては、社寺が費した有益費を一定の基準に依つて補償することと致すのであります、第五は、社寺等に境内地として無償で貸付けてある御料地に關する事項

であります、斯る御料地は改正憲法の施行に伴つて、國有の雜種財産となることになつて居りますが、雜種財産となりましてならば、從來より國有財産であつた場合と同様に、譲與又は半額賣拂をすることと致すのであります、第六は審査會に關する事項であります、本法に依りまして行ふ譲與、賣拂又は補償の決定は、之を慎重且公正ならしめる爲に、社寺境内地處分審査會又は社寺保管林處分審査會を設けて、之に諮問することに致すのであります、更に又本法に依る行政處分に對する訴願を裁決するに當りましては、重ねて社寺境内地處分審査會又は社寺保管林處分審査會に諮問するのであります、第六は、從來認められて來た無償貸付關係の廢止であります、譲與又は賣拂をすることに決定致しました國有境内地に付しましては、其の譲與又は賣拂の日迄引續き無償貸付を認めますが、然らざるものに付しましては、是迄ありましたやうな無償貸付關係は、本法施行の日から消滅せしむることに致すのであります、以上大體の御説明を申し上げたのでござい、何卒御審議の上速かに御賛成あらむことを希望致します

○委員長(子爵梅澤通虎君) 是より質疑に移ります

○男爵高崎弓彦君 今伺つて居ると、整理する必要があると言ひますが、其の必要があると言ふのはどう云ふ必要なんですか、それをちよつと伺ひたい、其の理由なんです……

○政府委員(加藤八郎君) 御説明申し上げます、新憲法の規定に依りますると、第八十九條に公の財産、即ち國の財産は宗教團體の使用に供してはならないと云ふやうな規定がござい、それで現在、國の土地を無償で貸して置く云ふやうな形に置きますことは、此の規定の趣旨から見て適當でございませぬので、此の際其の沿革等を考へまして、元社寺の所有であつたものが、明治初年に於きまして地租改正、或は社寺土地等の處分に依りまして國に歸屬されたと云ふやうなものを元に返さう、或はさうでないものでも、社寺等の現に國から無償で貸付を受けて居るやうなものは半額で賣拂ふ、或は保管林制度をそれ、整理しまして、矢張り譲與なり、或は部分林にすると云ふやうなことに依りまして、此の國の財産を宗教團體に利用させて居ると云ふ關係を整理しなければならぬやうな事情になりましたので、斯様な整理を致したいと存じた次第でござい、

○男爵高崎弓彦君 さうすると、今の御説明に依れば、今迄持つて居つた所は其の儘願ひ出さへすれば持つて居られると云ふやうなことですか、それともつと減してしまふとかと云ふ考でやつておいでになるのですか、その所をちよつと伺つて見たいと思ひます

○政府委員(加藤八郎君) 御答へ申し上げます、元に返します場合の條件はそれ、ござい、此の改正法律の第一條が即ち譲與する場合の條件

を定めてあるのでございます、其の一
つは社寺土地、地租改正或は公共團體
等の寄附に依らないところの、實質上
の負擔にならない寄附に依るところの
寄附だとか、一般の寄附と云ふやう
な、元々社寺の本来の所有であると思
はれるやうなことが一つの條件でござ
います、それから國有財産法に依りま
して無償で貸付けて居ること、或は
國有林野法に依つて保管林として保管
されてあると云ふ、現在無償で國から
借りて使つて居ると云ふことが一つの
條件でございます、それからもう一つ
は、是が更に今後宗教活動を行ふの
に必要なものでなければならぬと云
ふ此の三つが條件でございます、すな
わち、大體に於きまして從來社寺等の元
元所有であつたものを、國有になつて
居るけれども、それを使つて居ると云
ふものは此の際譲與出來ると思ふので
ございます、唯其の譲與の範圍に付き
まして勅令の方にそれゝ規定を致し
て居りまして、其の規定は從來と大し
く變りございませぬが、大體宗教の法
人と致しまして祭祀法要を營んだり、
其の他尊嚴を維持する爲に必要なもの
はやりますけれども、國土保安上どう
しても國に於て利用しなければならぬ
と云ふやうな部分がございましたな
らば、其の點は留保されることに相成
ると思ふのでございます

○瀬川彌右衛門君 ちよつと伺ひます
が、嘗て寺のものがあつた、それを一旦
返しまして、それに依つて幾らか國が
ら金を頂戴して其の御寺を維持して居
ると云ふ場合は、どう云ふ風に解釋し
たら宜いのですか、例へば國の所有で
ありますが、何か金を頂戴して居るの
ださうです、其の金で寺を維持して居
る、併し元はそれは寺のものであつた
のだ、斯う云ふ場合はどう承知したら
宜いものでせうか

○政府委員(福田繁君) 只今の御質問
は恐らく社寺保管林の問題だと思ひま
す、社寺保管林は先程御説明申し上げ
したやうに、元々明治四年當時に社寺
が持つて居りましたものを、土地處分
に依つて取上げたものであります、そ
れを明治三十二年でございまして、社
寺に保管を委託致しまして、それから
上る一定の收益を社寺に分收されて居
る制度でございまして、さう云ふもの
であらうと思ひますが、今度の此の法律
に依りまして、一部分は宗教活動に必
要な範圍と致しまして境内として譲與
致すのであります、其の他は社寺が
投じました有益費を補償を致しまし
て、其の他は解除致します、斯う云ふ
處分に相成つて居るのでございませ
ぬ

○松尾國松君 此の法律は、條項は僅
か十四條であるけれども、今日迄の土
地に關する實情から申すと、相當に複
雜な關係を持つて居るのであります、
先程北村政務次官の説明の中にもあり
ましたやうに、改租の際それゝの處
分をされた、其の時の實例を申すと、
改租の際には、全國的にはないけれど
も、地方に依つては、社寺の名にして
置くことと沒收されてしまふ、斯う云ふ關
係に於て、或は當時の神社總代の名に
變へて居るものもある、又黙つて居つ
て御料地の方に編入させたものもある、
又寄附して社寺に置けば、將來どう云
ふ思想變化が來ても宜いと云ふので、
社寺保護の爲に寄附したものもある、
又事實社寺のものであつて、其の當時
の取扱ひの役人の考に依つて取上げら
れたものもある、さう云ふやうな關

係から言ふと、非常に複雑なる關係を
持つて居るのであります、處が一旦是
が法律になると、今迄の役人的な頭で
取扱ふから、第一條に斯う云ふことが
ある、第二條に斯う云ふことがある、
斯う云ふことだけで取扱つて行く、さ
うすると實際の問題と非常に掛離れ
た結果を見ることは、本員が今日から
斷言して押からぬものであります、例
へばもつと具體的に申すと、國幣小社
伊奈波神社は藩主徳川公から十二町歩
の寄附をされて、更に附近の土地を含
せて十八町歩程あるのが、それが御料
林に編入されてしまつた、處でそれは
現在に於て、先程の説明に依ると……、
私は項目を擧げて聞かうと思ひが、さ
う云ふ複雑なる關係がある、それが從
來の如き役人的の獨斷的の取扱になれ
ば、事實としてついても掛離れた結果
を見ることは、私は全部とは言はぬが、
相當數あることを今から心配するもの
であります、從つて此の法律を實施す
るに當つては、もつと事情を調べて、具
體的なる事實を調べて、さうしてそれ
に依つて處理されることを必要とする
と云ふことを申して置きます、單に本
員の希望でなく、法律を實施するに當
つてそれが必要である、從來の如き役
人の一方的の法規依存其の儘の獨斷的
の解釋でなく、實際の實情に即した正
しい取扱ひをすべきものであると云ふ
ことを本員は主張するものである、又
それに付ては此の社寺有と云ふものも、
現在に於ては社寺有でも何でも無い、
御料地になつて居ると云ふやうなもの
も、それを申請する時に當つて、昔か
らの書面を出せ、あれをしなければい
かぬ、之をしなければいかなと今迄の
役人的なことを言つても、そんなもの

は出せはしない、又有りはしない、だ
からさう云ふものは實際に即した方法
で之を處理することが必要であると私
は考へるものである、本法施行に左様
な考を主張する者である、それに付て
一つ聞きたいことは、本法は讀めば子
供でも分る、誰でも皆分るが、本法を
本當に如何にして、どう云ふ方法で、
今のやうな複雑な事情を處理される
か、斯う云ふ點を一つ承りたいのであ
ります

○政府委員(加藤八郎君) 御答へ申上
げます、只今の御話は御尤もな御話で
ございまして、是は明治初年に行はれ
ました社寺土地處分或は地租改正に依
りまして、官民有區分をされたと云ふ
時には、御説のやうに、社寺側と致し
ましては色々の事情から、寧ろ之を國
有にして貰つた方がいゝと云ふやうな
ことを考へられて、國有になつたと云
ふやうなものもあるものでございませ
ぬ、それで色々其の當時の沿革を能く調
べて見ますと、さう云ふ取扱を統一す
るやうなことに付て、當時の政府も色々
苦慮したやうな通牒が残つて居りま
す、さう云ふ風に、結局其の當時の色
色の事情で、本來社寺のものであるべ
きものが國有になつたと云ふやうな疑
ひがございしましたやうな關係もあり
まして、明治三十二年に國有土地森林原
野下戻法と云ふ法律が出來まして、之に
依りまして、地租改正又は社寺土地處
分に依り官有に編入せられ、現に國有
に屬する土地森林原野若しくは遊牧地
には、其の處分の當時之に付き所有又
は分收の事實ありたるものは、此の法
律に依り明治三十三年六月三十日迄に
主務大臣に下戻しの申請をなすことが
出來ると云ふやうな法律がしたのでござ

います、それで元所有又は分收の事
實があると云ふ場合には、此の申請を
致しまして、戻して貰つた事實がある
のであります、併し其の當時も矢張り
國有地を使つて居ると云ふやうな、其
の當時の官尊民卑の風潮から申しま
す、却つて社寺の格が上だと云ふやう
な風に考へたり致した者がございま
して、此の規定に依る下戻しを申請しな
かつた、或は期間も短うございしま
したので、此の趣旨が徹底しない爲に下戻
しを申請しなかつたと云ふやうなもの
などもあつたやうでございまして、之
に依りまして、從來社寺の所有であつ
たものが全部返つたと云ふことにはな
つて居ないのであります、そんな關係
もございまして今日に至つたのでござ
います、今回の法律は、さう云ふや
うな沿革もございしますので、從來社
寺所有であると云ふ沿革のあるものは、
寧ろ今迄のさう云ふ色々沿革的に
問題になつて残つて居りましたものを
整理して元へ返すと云ふのが趣旨で
ございまして、寧ろ御趣旨に副ふやうな
措置を執りたい爲に、今回の法律が改
正になつたことと、斯う御考へ戴いて
然るべきかと存するのであります、尙
官吏が、從來のやうな官吏だけの頭で
判斷して譲與を濫ると云ふやうなこと
に付きましては、只今御話でございま
したやうな結果になることは、極力是
は避けなければならぬので、特に
此の處分審査會と云ふものを作りまし
て、此の審査會に於きまして、民間の
學識経験のございます方々にも入つて
戴きまして、十分に審査して戴きまし
て、最も民主的な方法で其の判定を得
たいと、斯う考へて居る次第でござい
ます、尙其の場合に、土地であるとか

地租改正に依つて官有編入と云ふやうな事實の證明に付きましては、非常に古いことと云ふことは、私共も左様考へて居ります、それで此の場合に證據書類と云ふやうなものも、成るべく廣く求めまして、例へば社寺には直接證明出来るやうな朱印狀、黒印狀、其の他公簿公書或は賣買譲與、質入、寄附と云ふやうな色々な直接の證據もございまして、さう云ふ證據があれば固より結構であります、然らざる場合に於きましては、間接的な傍證でも結構だと考へて居るのでございまして、例へて申しますと、其土地の古老等の話に依つて、明治以前からあることにお社があつて、或は神社があつて、それがあの社寺でずつと使つて居るのだと云ふやうな事實が分れば、其の當時社寺の所有であつたものが明治維新の際に、假りに編入されたと云ふやうな一つの資料にならうかと存じます、そんな風に成るべく廣く間接的な傍證も認めて處理したいと考へて居りますから、萬々御説のやうな間違のないやうに出来るかと思つて居りますし、又左様に致したいと考へて居る次第でございます

○松尾國松君 加藤政府委員の御説明で、私は本法の眞意と云ふものが非常に能く分つて、今の御説明の如き御取扱を受ければ大變結構である、其の次に伺ひたいのは、宗教的活動と云ふ範圍であります、是は具體的なことを申して御尋ねするのですが、例へば甲の神社は社格が上であるけれども、其の所有地は……多く田畑を言ひますが、田畑山林が少い、處が乙の神社は從來社格は下であるけれども、氏子が神社の繁榮を圖る爲に、繁榮と申しますか、神社の壯嚴を維持する爲に田畑を二町歩、山林を五町歩持つて居る、斯う云ふやうな場合に於ては、甲と乙との從來の社格は違ふが、さう云ふ宗教活動の必要な範圍と云ふものは、神社に依つて何か制限なさるか、それは現在持つて居れば宜いと云ふのか、其の邊はどんな御考でありませうか

○政府委員(加藤八郎君) 宗教活動を行ふに必要だと申しますことは、大體御手許に參考資料として提出し、と思ひますが、勅令案の第一條に該當するやうな事項が宗教活動を行ふに必要なものと、斯う考へて居る次第でございます、只今の御話に依りますと、田畑と云ふやうな例をお挙げになりましたのでございまして、是は社會の收益としての目的に使はれて居るもの、おやないかと考へられますので、さう云ふものは譲與致す考はございませぬか、唯山林の方でございまして、是は社寺保管林の、それが境内地として使はれて居るやうなものでございまして、譲與になりまして、又然らざるものに付きましては、部分林の……其の社寺が積載したと云ふ事實があれば部分林になり、其の他のものに付ては補償になると云ふやうな取扱で解決されることに相成つて参るやうに思ひます

○松尾國松君 もう一つ、現在に於て當局では調べが出來て居ると思ふのであります、各縣の……數が十萬以上もあるのですから、さう全部細かい所迄は行かぬと思ひますが、神社だけでも分り得る限り、神社の大凡の財産が分れば、さう云ふ調べが知りたいと存ずるのであります、其の次に第三條の國有財産の範圍は勅令で決める、斯うなつて居るのであります、其の勅令の要綱と、是だけを委員長より當局に提出を要求して戴きたいと存じます、私は是で質問を終ります

○委員長(子爵梅澤通虎君) 承知致しました、さう云ふ風に傳へます

○政府委員(加藤八郎君) 只今の御尋の點が二つあつたのでございまして、其の第一點の、社寺有の現在譲與、賣拂の對象となるべきやうな土地がどうかと云ふ御尋でございまして、それからもう一つは勅令の要綱と云ふ御尋でございまして、御手許に配付してございましてと思ひますが、御持ちでございませぬでせうか

○松尾國松君 要綱の方は承知致しましたが、最後の社寺の對象になると云ふのは、何と申しますか、餘りに大綱で能く分らないのですが、もう少し細かきものは分らないでせうか、私は率直なことを申すと、もう少し大きい神社に關してどの位の土地があるかと云ふことが知りたいのであります、さうしてそれが今御尋ね申したやうな、實際にあるかないかと云ふことが知りたいのであります、尙率直なことを申すと、委員會に出ると云ふことは、當局から案が出ると云ふことが中心になつて、委員會其のものが調べて出ると云ふやうなことは、從來の委員會がさうであつたやうに今後もさうであらうと存じます、だから私の恐るゝことは、先程加藤政府委員の御説明で、私は此の法律施行には安心をしたものであります、が、扱て實際の實施になると、さうでなく、俺が公布して居るのだと云ふやうな所できりくり返つて、頼んで来る者はお百度参りをしなければならぬと云ふやうな結果を見るのでありますから、さう云ふ時の審議材料に出来るなら私は各神社の要領が知りたいのであります

○政府委員(加藤八郎君) 具體的にどの神社に於てはどう云ふ國有地を持つて居るかと云ふやうな一應の調べは非常に澤山ございまして、まあ一二だけ申上げて見ますと、元の官幣大社の社格の明治神宮は御料地が二十萬二千六百八十二坪、國有地が一萬七千四百八十坪、斯う云ふやうな數字になつて居ります、それから官幣大社の札幌神社と云ふやうな所でございまして、國有地が、是は非常に多うございまして、二百五萬九千六百二十七坪と云ふやうなことになるて居ります

○松尾國松君 有難うございました、もう其の邊で宜うございまして、餘り細かいですから、もうそれで結構であります

○委員長(子爵梅澤通虎君) 松尾委員に申し上げます、今の數字を次回の委員會開會日迄に大體の數字を表に致しまして提出せられるさうでございまして、其のことを申し上げます

○男爵高崎弓彦君 此の法律に係るの何でございませうか、林野だけのやうに了解して宜いのであります、か、畑地と云ふやうなものは何か除外されたやうにさつきちよつと承つたのでありますけれども……

○政府委員(加藤八郎君) 御答へ申し上げます、境内地としての土地並にそれに附隨致しまする立木地に、其の他の定著物と云ふものと、それから從來の所謂保管林としての林野と、此の二つでございまして

○男爵高崎弓彦君 さうしますと、先

程の伺つた畑地なんかは收入を目的とするものは除外される譯でありますか

○政府委員(加藤八郎君) 國有境内地を無償で借りて居る場合でも、其の社寺が之を境内地として使はず、現實には田畑にして居る、或はそれは借家として貸して借地にして居ると云ふやうな、所謂目的外使用と稱されるものがあるものであります、さう云ふものは本來國有財産法の規定から申しますと、其の社寺用に使つて居る間は貸せるのであります、さう云ふ宗教活動以外のものに使はれた場合は取上げるものになつて居るのであります、さう云ふものが現に残つて居れば、此の際譲與が出来ない、斯う云ふことではあります

○男爵高崎弓彦君 若し其の場合、關係の社寺で以てその土地を自分の方で買ふと云ふやうな場合でも、それは賣らぬ、斯う云ふことになりませんか

○政府委員(加藤八郎君) 社寺側に於きまして買ひたいと云ふ場合には勿論賣る積りであります

○男爵高崎弓彦君 宜いのですか

○政府委員(加藤八郎君) 左様でございます

○男爵高崎弓彦君 さうして矢張り其の時價の半額で譲つて呉れるのですか、それとも時價でなければ賣らないと仰しやるのですか

○政府委員(加藤八郎君) 半額で賣ることが出來ます場合は本法改正法の第二條にございまして、それが矢張り「宗教活動を行うのに必要なもの」と限定になつて居りますので、純粹の収益目的に使はれます場合には、時價全額で買つて戴く外に途はないと存じます

○松尾國松君 もう一つ今の説明で疑問を生じたのでありますが、社寺には御承知の通り田畑が相當にあるのであります、田畑として社寺を維持する爲に田畑を寄附して居る、それでありまして、社寺有とて田畑が澤山ある、是は境内地でないから、所有して居るものは差支ない云ふ風に考へて宜いのか、どうでせうか

○政府委員(加藤八郎君) 社寺が田畑を持つて居ります場合に、殊に神社なんかでございしますと、矢張り神事に使ふものを栽培すると云ふことがございまして、さう云ふ問題の所は矢張り是は「宗教活動を行うのに必要なもの」として認めることになると思ひます、唯普通の本當の収益目的の、全く御神事と關係ないやうな目的に使はれるものは、是は「宗教活動を行うのに必要」と認められませぬので、此の場合だけは譲與の対象にはならぬ、斯う云ふ風に考へるのでございします、どうぞ御承知を願ひます

○松尾國松君 今の何ですが「宗教活動」と云ふ範圍の問題になります、収入を目的として田畑若しくは借地にして居る場合に、其の収入に依つて其の社寺が慈善事業とか社會事業、所謂私共から見るとそれは宗教活動の一部だと思ひますが、さう云ふものを營んで居る場合はどうなりますか

○政府委員(加藤八郎君) 結局社寺が其の収入に依りまして、さう云ふ公益事業を行ふと云ふやうなこともあり得る譯でございしますが、現實に公益事業に使つて居ります其の土地はやりまするけれども、其の財源としての土地其の他森林と云ふものは對象には考へられないのでございまして、本規定

はさう云ふ風になつて居ります

○松尾國松君 もう一つ……、どうも私の考が悪いのかと思ひますが、例へば先程も私申したのでありますが、現實に神社に五段歩漬して居る、社有地になつて居る、それが田二段に畑三段である、其の収益は何に使ふと、斯う云ふことになると、口では……口ではでない、それは神社の御祭りに使ふのです、氏子が寄つて御祭りをすると云ふ時に、其の収入を當てて使ふのです、ですから神事と言へば神事である、それが先程申した甲なる神社に於ては何もないが、乙なる神社に於ては、宮は小さいけれども田畑を五段持つて居る、一町持つて居る、斯う云ふ場合に於て、それは現在の神社有であります、神社有であるが、さう云ふ土地に付ては先程加藤政府委員の御説明に依ると、除外されるやうに承つたんですが、其の邊はどうでありますか

○政府委員(加藤八郎君) 御答へ申上げます、或は只今のやうな社寺が田畑を持つて居ると云ふことは、多くの場合社寺固有の所有のものではないと思はれるのでございしますが、殊に寄附に依つたと云ふやうなことになるやうな、恐らくそれは社寺自身の所有になつて居りはせぬかと存ぜられますので、さういふものは勿論此の際問題にするのはございませぬので、國が持つて居るものでございませぬので、國が持つて居るものでそれを貸して居る場合に、而も社寺の境内地として貸して居るものでありますから、境内地として使はずに収益目的に使はれて居る部分は、此の際譲與をしない云ふだけであります

○松尾國松君 分りました

○子爵錦小路頼孝君 此の譲與するものと半額賣渡になるものと區別はどう云ふ風になりますのか、宗教活動を行ふ必要の度合、詰り強い弱いに依りまして、或ものは譲與となり、或ものは半額賣渡と云ふやうになるのでせうか、其の點を一つ伺ひたい

○政府委員(加藤八郎君) 御答へ申上げます、其の點は宗教活動を行ふと云ふ必要の厚薄ではございませぬ、是は全く社寺土地、地租改正、或は寄附と云つたやうな風に、元々社寺の所有であつたものが、明治初年に色々の斯う云つた取扱で國のものになつたと云ふやうなものは、それを返しますので、譲與致しますが、さうでないものは半額賣拂ひ、結局さう云ふ元々向ふ

ものであつたことのないものは半額、斯う云ふことでございします、あとの條件は同じであります

○子爵松平乗統君 神社の所有して居る公園地などがありますが、今度はさう云ふ公園地と神社との關係はどうなりますか

○政府委員(福田繁君) 只今神社の使つて居ります境内地が公園になつて居る場合の御尋でございしますが、此の點に付きましては、本法施行の際に、現に無償貸付を受けて居る國有財産と云ふやうな規定の致し方をして居ります關係上、公園に設定されて居ります境内地に付きましては、直接社寺が無償貸付を受けて居ると云ふやうな形になるのでございします、従つて公園を解除する、此の本法施行前に公園を解除すると云ふやうな手續をして参ることになつて居ります、従つて宗教活動に必要な範圍を事前に解除致しまして、さうして其の分を神社の境内地として今後此の法律の對象として譲與して行く、或は賣拂をして行く、斯う云ふ手續になるのでございします

○委員長(子爵梅澤通虎君) 外に御質問もございませぬければ、本日は是にて散會致しまして、次回は明後日午前十時より開會致します

午前十一時五十三分散會

出席者左の如し

委員長 子爵梅澤 通虎君

副委員長 男爵中村 徹雄君

委員 侯爵嵯峨 實勝君

子爵松平 乘統君

子爵錦小路 頼孝君

白澤 保美君

姉崎 正治君

政府委員 大藏政務次官 北村徳太郎君

大藏事務官 加藤 八郎君

同 今泉 兼寛君

文部事務官 福田 繁君

男爵高崎 弓彦君

男爵岡 琳君

松尾 國松君

齋藤万壽雄君

杉山 茂君

瀨川彌右衛門君

貴族院事務局

印刷者 印刷局

昭和二十二年五月五日印刷

昭和二十二年五月六日發行